

二松學舎大学国際政経論集 第16号 抜刷  
2010（平成22）年 3月25日 発行

米国における両用技術としての商用人工衛星の輸出規制と中国  
—安全保障と経済のはざまで—

高 木 綾

他方、現実世界においても、米国の政策における安全保障と経済の優先順位の議論が盛んであるととらえられるためである。

考えから絶対的利得を最大化することを意味し、それゆえネオ・リベラリズムの議論と同義の主張と軌を一にする。他方、経済利益というものはパイを拡大することが可能であるのは、自国と相手国の相対的な力関係によってしか測れないものであり、ネオ・リベラリズムの論争は、安全保障と経済の優先順位を問うものでもあった。すなわち安全というのかという論点である。前者を主張するネオ・リベラリズムと、後者を主張するネオ・リベラリズムの国際システムにおいて、国家は相対的利得と絶対的利得のいずれを最大化しようとするハル制度論の間の論争において扱われてきた。主権国家には上位権威がないというフナキ国際政治学において、特に1980年代以降、こうした関心は、ネオ・リベラリズムとネオ・リベラリズムの優先順位の問題が浮上したのである。

化などによって、輸出管理政策の妥当性が議論され始めるようになった。つまり、安全保障策を講じてきた。しかし1970年代前後で、フタントと呼ばれる緊張緩和や国際経済状況の悪化を講じてきた。冷戦期、米国は東側諸国に対して、こうした安全保障上の考慮からさまざまな輸出管理政策を講じてきた。しかし1970年代前後で、フタントと呼ばれる緊張緩和や国際経済状況の悪化などによって、輸出管理政策の妥当性が議論され始めるようになった。つまり、安全保障

入し、輸出規制などの貿易政策を調整してきた。冷戦期、米国は東側諸国に対して、こうした安全保障上の考慮からさまざまな輸出管理政策を講じてきた。しかし1970年代前後で、フタントと呼ばれる緊張緩和や国際経済状況の悪化などによって、輸出管理政策の妥当性が議論され始めるようになった。つまり、安全保障が存在するのである。その前提にあるのは、貿易から得た経済的力が、いずれ安全保障の力に転換されるであろうという考えである。それゆえ国家は、様々な環境に応じて市場に介入することは、自国を利すると同時に相手国をも利することになってしまおうというデザインを見出す立場もある。これがいわゆる「敵との貿易」である。つまり、敵対する国と貿易を他方で、こうした経済学的見識とは別に、安全保障上の考慮から例外的に貿易に負の効果が出てきた。それぞれが財を交換することによって富を得られるという考えである。ところどのような考慮が働くのであろうか。一般的に、貿易は相互に正の利益をもたらすと考えることは、自国を利すると同時に相手国をも利することになってしまおうというデザインを見出す立場もある。これがいわゆる「敵との貿易」である。つまり、敵対する国と貿易を他方で、こうした経済学的見識とは別に、安全保障上の考慮から例外的に貿易に負の効果が出てきた。それぞれが財を交換することによって富を得られるという考えである。ところ

## はじめに

高木 綾

米国における両用技術としての商用人工衛星の輸出規制と中国  
—安全保障と経済のはざま—

(論文)

となった<sup>3</sup>。そこでは、経済的な利益を犠牲にしてまでも、輸出規制政策を続けるべきなのかという議論が行われていた。経済衰退期を標榜する米国にとって、輸出規制政策が米国の国際経済における競争力に及ぼす負の影響が検討されたのである。

しかしながら、学問の世界においても現実世界においても、この問題はすぐに解答が得られるような単純なものではなかった。それゆえ、現在も依然として議論が続いているのである。具体的に輸出規制の問題に例をとれば、相手国（同盟国、非同盟国、敵国）および輸出品目（軍物品・技術、両用品・技術、民生品・技術）によって、その政策にはバリエーションが生じている。

本稿は、このような複雑な問題設定を背景に持つ輸出規制政策について、論点を整理しようとするものである。特に相手国の中でも、米国にとって非同盟国に位置する中国に対して、輸出品目のうち両用技術に分類される商用人工衛星というものが、どのような輸出規制政策のもとに置かれてきたのかを検討する。以下ではまず第1に、安全保障と経済の優先順位が議論される際、その前提とされる経済的力から安全保障的力への代替可能性の問題を論じる。第2に、その代替可能性があると前提した場合、輸出に慎重にならざるを得ない相手国として、特に非同盟国との貿易の問題点を指摘する。第3に、上記2つの論点が交差するところに位置する格好の事例として、米国における両用技術の対中輸出規制政策を取り上げ、安全保障利益と経済利益の相克を確認する。また同時に、いまなお優先順位の問題が解決されないために、冷戦終結以来、修正が滞っている輸出規制法についても検討する。

## 1. 代替可能性とディレンマ

貿易の品目は、貿易分野（経済力）から安全保障分野（軍事力）への代替可能性（外部効果）の高低あるいはその速度に着目すれば、(1)軍事物資・武器（軍用品）、(2)両用技術・製品（両用品）、(3)非軍事物資（民生品）の3つに分けることができる。

それらの貿易において、(1)の軍事物資・武器はいつの時代においても安全保障的考慮が強く働くものであり、非同盟国に対してばかりか、同盟国に対しても輸出は慎重に決定される。逆に(3)の非軍事物資に関しては、たとえ安全保障への外部効果があったとしても、間接的で長期的な効果でしかなく、それほど輸出を憂慮するものではない。しかしこれら2つとは異なり、(2)の両用技術・製品は軍需にも民需にも利用可能であり、安全保障分野への転換が極めて直接的、短期的になされると考えられる。そのため、安全保障上の考慮を強く反映することもあれば、経済上の考慮を強く反映することもあり、政策の変化が予想される。

表1：貿易の品目と外部効果

貿易の品目	軍事力への代替可能性・速度
軍用品	高
両用品	中
民生品	低

この政策を決定するにあたって、両用技術を輸出することで経済的な利益を得ることは、同時に安全保障上の損失となる、というような条件が成立するとき、国家はディレンマに陥

ばであるためである。

問題が多くある反面、対立する問題もあり、潜在的敵国として位置づけられることもしばしばである。米国にとって冷戦終結後の中国は、この非同盟国として分類される。協調できる可能性に着目すれば、この品目の輸出もまた、安全保障上の考慮から差し控える可能性が増すを検討することになる品目と言える。しかしながら、長期的な観点から相手国を増強する可直結するわけではないという点で輸出の可能性があり、また経済的利益を求めれば当然輸出いからである。これに対して両用品の輸出の場合は、軍用品と比較すれば相手国の軍事力に用品の輸出とは異なり、いつその立場が自国に対して敵対的なものになるのか判断が出来る事品の輸出となると、これを極力控えることが予測される(④)。それは、同盟国に対する軍について、さらに原則が定まらない状況となっている(⑤)。つまり、非同盟国に対する軍困難である状況を反映している。そしてその位置が定まらない相手国に対する両用品の輸出は、文字通り同盟国でも敵国でもないことに起因する、相手国の位置を見定めることが、その反面、非同盟国に対する貿易政策は非常に複雑なものとなっている(④)。(⑥)。その複雑

中国に対して特に厳しい禁輸措置を課していたことはこの例である。

法があり、軍用品や両用品は当然のこと、民生品も含めた禁輸が行われる。朝鮮戦争勃発後、次に、敵国の貿易は、殆ど行われない(⑦)。(⑨)。後述するように、米国には対敵通商しているとはいえ、同盟国同士でも輸出が困難となる品目はこの軍事品に多くみられるのである。の対日輸出問題などに明らかのように、安全保障上の考慮の他に米国の国内要因も反映され1980年代の次期支援戦闘機(FSX)に関する日米共同開発に至る経緯や、昨今のF-22戦闘機同盟国の貿易において、慎重な検討を要するのは、軍用品の一部ということになる。(①)を考慮する必要があるため、貿易が最も進展しやすいとの結果を導いた研究もある。この同内の国家同士の貿易関係が盛んであったが、このことから同盟内部には外部効果(代替可能性)ことは、他の相手国に対する輸出との比較においては少ない(①)。(③)。冷戦期には西側陣営同盟国とは安全保障上の共通の利益を有するため、上述した代替可能性のフレンドが生じるまず貿易の相手国は、同盟国、非同盟国、敵国の3つに分類することができる<sup>4</sup>。自国と同

相手国	同盟国	①	⑦
	非同盟国	④	⑧
敵国	同盟国	③	⑨
	非同盟国	⑤	⑥
貿易品目	軍用品	②	①
	両用品	⑥	②
	民生品	③	③

表2: 貿易の品目と相手国

相手国によって、また貿易品目によって、輸出(規制)政策は異なる。ここでは、その政策のバリエーションについて、具体例を挙げながら詳述する。

## 2. 相手国と輸出規制

るのである。そのフレンドを特定するのは、相手国の位置である。

### 3. 米国の対中輸出規制政策

上述の通り、米国が中国を貿易相手としてどのように位置づけるのか、またそのような相手国に対して両用品の輸出をどのように行うかという問題は、常に論争をはらんでおり、米国内でも盛んに議論されてきた。以下では、まず両用品全般の性質を確認したのち、これを管理・規制する制度がどのような変遷を遂げてきたのかを概観し、この制度において中国が歴史的にどのような位置づけをされてきたのかを振り返る。次に、両用品の中でも商用人工衛星の問題に焦点を当て、この品目が持つ問題点を明らかにし、この品目の輸出に関する国際市場における米国の位置づけを確認し、そしてその対中輸出の歴史をたどる。最後に、現在の中国に対する商用人工衛星の輸出規制の根拠を確認したい。

#### 3-1. 両用技術の輸出規制

##### (1) 両用技術の性質

両用品 (dual-use items) あるいは両用技術 (dual-use technology) とは、文字通り、軍事用にも民生用にも利用可能な製品あるいは技術を意味する。つまり軍需品にも民生品にもなる汎用品のことをさす<sup>7</sup>。

輸出面で問題となるのは、軍事に適用可能なハイテク製品である。具体的な例を挙げれば、軍需として利用可能なナビゲーション・システムを搭載した旅客機、洗練された fiber-optic 伝道を用いたテレコミュニケーション関連装置 (microwave シグナルよりも妨害することが難しい)、高性能コンピューター、工作機器 (machine tools)、暗号をソフト用言語として使用しているコンピューター・ソフトウェアなど多岐にわたる。本稿で扱う人工衛星も両用品であり、特に米中間での輸出が問題となっていた。その詳細については後述する。

歴史的に米国では、平時における輸出規制には、軍事物資 (軍用品) に関するもの、非軍事物資 (民生品) に関するもの、両用品に関するものがある。ただし、両用技術だけを対象とする法がなかったばかりか、両用品自体がとりわけて規制の対象となったのも 1979 年と比較的最近のことであった。第二次世界大戦後、新たな安全保障上の脅威に対処し、平時における輸出管理システムを構築する要請から、1949 年に「輸出規制法 (the Export Control Act、以下 ECA49)」が成立した。この法が、後述するように武器など戦略物資と、両用技術・製品の双方を規制対象としてきたのである<sup>8</sup>。

特に輸出規制政策にとって重要であったのは、技術を取り巻く環境が変化したことである。つまり、冷戦初期から 1960 年代までは、まず軍事分野で技術開発が起り、それが民生分野に波及するというパターンが主流となっていた。これはスピン・オフ効果と呼ばれている。ところが、60 年代半ばになるとコンピューター分野で、70 年代に入ると半導体分野で相次いで民生市場が優位となり、当然、技術開発も民生主導で起こる状況が生まれたのである。これは、それまでのスピン・オフ効果とは全く逆の状況となり、民生分野での技術開発が軍事分野に適応される、スピン・オン効果の時代の到来であった<sup>9</sup>。このあたりから、安全保障と経済の間のディレンマがさらに複雑で微妙なものとなっていくのである。

歴史上、敵との貿易を特に問題にしていたのは冷戦期であった。米国は西側陣営をして対共産圏輸出統制委員会 (COCOM) や対中国輸出統制委員会 (ChinCom) といった多国間制

第二次世界大戦後、新たな安全保障上の脅威に対処し、平時における輸出管理システムを構築する要請から、1949年には「輸出規制法 (the Export Control Act, 以下ECA49)」が政策における位置づけを行いたい。

とする「輸出規制法」に焦点を絞り、その変遷を概観しながら、両用技術・製品の輸出規制の最近のことであるので、ここでは武器など戦略物資と、両用技術・製品の双方を規制対象とする法案がないばかりか、両用技術自体がとりわけて規制の対象となったのも1979年と比較る。本稿では両用技術・製品に関する輸出規制を対象としているが、両用技術だけを対象と輸出に関するもの、非軍事物資 (民生品) に関するもの、両用技術・製品に関するものがあるため現在も効力を持っている。これに対して、平時における輸出規制には、軍事技術 (兵器 Act)、1935年成立の「中立法」、1940年成立の「P.L.703」があり、これらは恒久法である時に於ける輸出規制としては、1917年に成立した「対敵通商法 (the Trading with Enemy Act)」には、戦時に対応するものと、平時に対応するものがある。本稿は後者を対象とするが、戦時における輸出規制として、複合的に構成されている。まずこれら他方、米国の国内法としての輸出規制政策もまた、複合的に構成されている。まずこれら分化された輸出品目それぞれに対する措置がとられるようになり、現在に至っている。

オーストリア・グループ)、ミサイル技術 (MTCR)、通常兵器 (ワッセナー協約) など、細に關する新たな多国間システムが形成され、大量破壊兵器関連 (NPT、NSG、CWC、BWC、題へと変化した。この変化に対応するため、1994年にCOCOMが失効する前後で、輸出規制はソ連や共産圏のような特定の国家といった対象から、特定できない相手への拡散という問題とするような物資の輸出を統制する名目で設立された<sup>12</sup>。その後冷戦が終結し、新たな脅威が挙げられるが、これは西側諸国 (NATO加盟国と日本) から共産圏に、相手の軍事力を増例としては、冷戦期の対共産圏輸出統制委員会 (COCOM) および中国委員会 (ChinCom) 稿は後者を分析対象としているが、前者についても簡単に触れておく。多国間の輸出規制の間からなる輸出規制と、米国の国内法としての輸出規制政策とに分類することができる。本米国は輸出規制政策を、さまざまな角度から、複合的に行ってきた。これらはまず、多国

ることを意味している<sup>11</sup>。利益を追求することであり、技術あるいは軍事物資を介して経済と安全保障がリンクして特定の物資や技術の輸出を管理している<sup>10</sup>。輸出管理とは、経済的な犠牲の上に安全保障上のイセンス・システムを通じて、米国は自国の利益に反する利益を持つとみなした国に対し、渡らないようにすることで相手の増強を妨げようとしたのである。

## ① 両用技術と輸出規正法 (2) 歴史

冷戦初期、国家の選好における優先順位が安全保障にあったことは明らかであるが、他方で西側陣営内では安全保障上の考慮は必要なくなり、1970年代には経済問題が次第に政治化されていった。冷戦期においてもすでに、西側の国家間では、安全保障と経済の優先順位は変化してきていたのである。この現象は東西対立関係が消滅した冷戦終結後の世界でさらに一般的になった。

米国における両用技術としての商用人工衛星の輸出規制と中国—安全保障と経済のはざま— (高木)

成立した<sup>13</sup>。この法は、米国の3つの目的からなっている。まずは、希少物資の輸出を阻止することである（Short-Supply controls）。特に、戦略的に重要な物資が不足している状態において、他国への輸出を規制している。第2は外交政策上の目的（Foreign policy controls）である。米国の対外政策上の目的を達成するための規制であり、例えば地域の安定、人権、対テロ、ミサイル技術および生物化学兵器の拡散といった問題に対処するためのものである。第3の目的は、国家安全保障上の規制である（National security controls）。米国の国家安全保障にとって脅威となる国への、軍事能力に貢献するような製品や技術の輸出を規制している。このときの輸出許可の権限は大統領に、実際の執行の権限は商務長官にあった。そしてECA49の成立と同年にCOCOMも成立し、多国間での枠組みと、それを裏打ちする国内での輸出規制の法的措置とが整ったのである。

ECA49は時限立法であったので、数年おきに更新する必要があるがあった。1951、53、56、58、60、62、65年の7回は、大きな修正もなく延長手続きがとられた。しかし何の論争もなく更新が行われたわけではなく、規制の強化・緩和をめぐる、あるいはECA49の恒久法化（時限解除）をめぐる、行政府と議会間にも省庁間にも対立が見られた<sup>14</sup>。

ところが1960年代後半になると、米国の輸出管理システムに対する最初の再検討および修正が起こった。すなわち1969年に米議会は、「輸出管理法（the Export Administration Act、以下EAA69）」を制定し、これをほとんど禁輸に近かった1949年のECA49に代替させた。この「輸出管理法（EAA69）」がこれまでの「輸出規制法（ECA49）」と異なる点について挙げれば、まず目につくのは名称の変更である。規制（Control）から、管理（Administration）への変化は、「安全保障」だけでなく、「経済」をも視野に入れた規制の緩和であったことを物語っている。つまり、これまで商務省からの再三にわたる時限解除要求や、穀物生産者など産業界からの圧力は、安全保障上の目標を優先せざるを得なかった環境にあっては聞き入れられることはなかったが、国際政治的環境が改善され、東西経済関係の経済的利益がより明確になってきたことによって、法改正の可能性が生じたのである<sup>15</sup>。ニクソン政権ははじめ規制緩和を渋っていたが、ベルリン問題の収束や戦略兵器制限交渉（SALT）の調印などを経ると、輸出規制法の改正に絶大なる支持を与えるようになった<sup>16</sup>。加えて当時、米国経済にとって貿易の果たす役割が増大し、同盟国から輸出規制緩和を求める政治的圧力が高まっていたことも改正の一助となった。

では、具体的にはどのような経済的側面が考慮されたのであろうか。ECA49成立時の3つの目標はそのまま変更なく据え置かれていたが、EAA69では、「米国経済に与える影響を十分考慮した上で初めて輸出規制を実施する」旨が、新たに付け加えられたのである。また、第三国からの入手可能性（Foreign Availability）についても言及され、「米国以外から同様のものを入手できない場合に限り、米国からの輸出を禁止する」ことになったのである。これは当時の西欧諸国や日本が、米国よりゆるい輸出規制政策をとっていたことへの対応策であった。米国は決して安全保障のために経済面で妥協することを辞さなかったが、それをCOCOM加盟国にも強制することとなると、徐々に困難な状況が生まれてきていたのである。

しかし、時限立法を恒久化する要求の方は、デタント下にあっても可能とはならなかった。これを行えば、議会から大統領（行政府）へ、輸出規制の権限を委譲することになり、議会によるチェック機能が失われるからである。議会内には依然として対ソ強硬路線が残っていたのである。そのため、1972<sup>17</sup>、74<sup>18</sup>、77<sup>19</sup>年にはこれまでと同様に修正・延長手続きがとら

次に輸出規制に目立った修正が見られるのは、1979年である。このとき成立した「79年輸出管理法（以下、EAA79）」が、1990年代を通じて2000年まで延長されたという事実から、輸出規制の基礎がここである程度定まったということが出来る。このときの修正とは、ECAA49成立時の3つの目標をそのまま受け継ぐものであったが、その中のひとつ、外交政策上の目標のなかに、さらに3つの規制対象が含まれることになったのである。それらは、地域の安定とパラスに重大な影響を与える恐れのある地域、人権を著しく侵害している国家、そして国際テロを起こしたり支援したりしている国家、であった。これは、脅威の源泉が潜在的に多様化し、冷戦の文脈において安全保障問題を捉えるだけでは不十分となる状況への対応であった。

特に輸出規制政策にとって重要であったのは、前述の通り、技術を取り巻く環境が変化したことである。つまり、冷戦初期から1960年代までは、まず軍事分野で起こった技術開発が民生分野に波及していたのだが（スピン・オフ効果）、60年代半ば以降、民生市場が優位となり技術開発も民生主導で起こるといふ、それまでとは全く逆の状況となり、民生分野での技術開発が軍事分野に適応される時代となったのである（スピン・オフ効果）。これに伴い、「安全保障」と「経済」の間のトライアングがさらに複雑で微妙なものとなっていった。EAA79でも、「武器とこれに直接関連した武器技術」の輸出規制だけでは共産圏に先端技術が流出してしまうことを懸念し、次の4分野が新たに輸出規制品目に追加された<sup>20</sup>。すなわち両用（汎用）品・両用（汎用）技術、ノウ・ハウ、重要部品、ワルターン・キー方式の製造工場、である。カーター政権は対ソ外交に経済的手段をしばしば利用して強硬路線を堅持し、高性能コンピュータや石油・ガス探掘機から穀物までさまざまな禁輸を行ったが、これらは貿易振興の性格を持つEAA79とは逆の方向性を持つ政策であった。

1980年代はさらに安全保障と経済の対立が米国内外で見られるようになった。1981年にはEAA79の一部修正・延長が行われたが、次なる延長の時期、1983年にはさまざまな対立が顕在化した。まずレーガン政権は貿易や技術分野での東西関係がもたらす軍事・戦略的帰結を憂慮していた。特に国防次官のウイバーガーや国防次官補のパールは、ソ連が大規模かつ組織的に西側から先端技術を獲得しようとしていることに警告を発していた。しかしこうした態度は国内（産業界、学会）、同盟内ともに反発を招いた。さらに対立は政府と社会におけるものばかりでなく、議会内部にも見られた。EAA79を通じて、輸出規制に対する国防総省の権限強化を求める上院案と、従来どおりの商務省権限を守ろうとする下院案が対立したが、妥協点を見出すところまでは至らず、結局83年は改正されずに終わったのである。

これら安全保障と経済の対立は収斂することなく続き、85年には全般的に国防総省の権限が強化されるかたちで修正・延長されたが<sup>21</sup>、次の88年には逆に商務省の権限が再び強化されるかたちで修正され、89年までの延長が決定されたのである<sup>22</sup>。

1989年にこのEAA79が再び1年間延長され、90年に更新の時期が訪れたとき、議会内でEAA79の改正においても合意点を得ることができなかった<sup>23</sup>。この第101回議会（1989-1990年）以来、議会内ではEAA79の改正手続きに関して何の合意も得られないうまま1990年代および2000年代を終えようとしているのである。その間EAA79は、1990、93、94年に、「国際緊急事態経済権限法（the International Emergency Economic Powers Act、以下

米国における両用技術としての商用人工衛星の輸出規制と中国—安全保障と経済のはざま—（高木）



IEEPA) ]<sup>24</sup>に基づいて延長されたのち、1994年8月19日にはIEEPA下に発行された大統領令第12924号の下、2000年まで6年間延長された。2000年には、上下両院を通過し同年11月13日に大統領の署名を得たP.L.106-508によって、EAA79が翌2001年8月20日まで延長されることとなった。それ以後は再び、IEEPAに基づく大統領令によってその効力が延長されている。すなわち2001年8月17日に出された大統領令第13222号に始まり、毎年更新されてきたのである。

このようなIEEPAの下で、EAA79が暫定的に延長されることについてはいくつか問題点があるため<sup>25</sup>、議会はこれを解決するためにEAA79の修正を行おうとさまざまな法案を提出したが、現在に至ってもなお、修正のための合意が形成されないままの状況にある。

例えば、EAAを書き直そうという法案は、第104議会、第105議会、第106回議会、第107議会、第109議会、第110議会、そして第111議会で何度も提出されてきた<sup>26</sup>。それら法案の中には、委員会レベルで審議・可決されたもの、一議院において可決されたものもあったが、それ以上の審議がなされることはなかった。つまり、未だに改正できない状態にあり、それゆえIEEPAによる更新が続けられているのである。

なぜこのように多くの法案が提出されながらも、修正が困難となっているのであろうか。EAA79の修正に関する議論には、概ね2つの立場がある。それらは輸出振興のために規制緩和を望む立場と、規制緩和は国家安全保障目標にとって妥協的であると懸念する立場である。つまり、安全保障と経済の対立が反映されているのである。一方で、ある製品や技術の輸出は米国の安全保障や外交政策にとって負の影響を与えうるということは広く認められているのだが、他方で多くの方は、現行の輸出規制が米国経済にとって有害であると信じており、その結果として競争力、市場シェア、そして雇用の損失が起きることによって米国経済に害を及ぼすことになり、特定の米国産業や経済そのものへの害は米国の安全にも否定的な影響を及ぼすと考えている。また、米国経済、ライセンス・システム、規制された品目の海外調達可能性、多国間レジームに反対するものとしての一方的管理、といった事項に伴うコストに関する論争も起こっている。ここ数年の議会の関心は、高性能コンピューター、暗号、ステルス技術、衛星、精密工作機械、宇宙航空技術、民間航空装備、およびみなし輸出に集まっている<sup>27</sup>。議会内でも、無修正から完全な書き換えまで、幅広い立場がみられるのである。また、その輸出管理の対象国としては、中国に注目が集まっている。

## ②両用技術の対中国輸出

では米国の輸出規制政策において、中国はどのように扱われてきたのであろうか。米国は、輸出対象国をいくつかのカントリー・グループに分類して、そのグループごとに輸出できる品目を区別していた<sup>28</sup>。なかでも中国は、分類されるグループが時代によってとりわけ変化した国である。すなわち戦後から現在まで、米国にとって中国とは、敵対関係に当たり準同盟関係に当たり、再び相互に脅威を感じるようになったりするような流動的な関係をもつ国家関係であったためである。このような米中関係を検討することは、安全保障と経済の優先順位の問題に答えるための格好の事例を提供しているといえるのである。以下では、米国がいつ、どのように、中国に対して両用技術・製品の輸出を規制してきたのか、概観する。

冷戦初期、1948年に中国は他の共産主義国と同じ「グループR」に分類された。しかし、1950年に朝鮮戦争が勃発し、中国の人民義勇軍がこれに参戦すると、米国は中国を敵国とみ



た<sup>37</sup>。

米商務省輸出管理局（BXA）は、中国向けの輸出に対するライセンス審査をケース・バイ・ケースで行っていた。中国向け輸出のなかでも、核・軍事・警察活動に貢献する可能性のあるものに関しては、政府がさらにライセンスを発行することが要求されていた。

クリントン政権も1期目の初めは中国によるMTCR違反への対応として、制裁という名目でさまざまな輸出規制を行っていたが<sup>38</sup>、1993年末あたりから、徐々に制裁を解除し、衛星や高性能コンピューターの輸出を始めた。冷戦後の中国の位置づけは流動的なものとなり、制裁を課したり解除したりと場当たりの対応が目立っていたのである。その背景には、中国という巨大市場を最大限に活用して自国経済の再建を図ろうとする目論見があったのである。

しかし同時に、中国の経済成長が衰えることなく続き、国防費も増え続けている状況において、米国側の懸念も高まってきている。2007年6月19日、輸出規制を担当している米商務省の産業安全保障局（BIS）は、「中華人民共和国に対する輸出及び再輸出規制の修正並びに明確化；新たに設けた妥当なエンド・ユーザーの認定；輸入証明書の改定及び中華人民共和国のエンド・ユーザーに対する文書の要求」<sup>39</sup>と題する文書を発表し、これによって「米国輸出規則（the Export Administration Regulation: EAR）」<sup>40</sup>を修正し、その最終版とした。BISはこの文書において、今回の修正の背景には、中国の軍事能力の向上に貢献するような輸出を規制すること、およびこれまで商務省が管轄してきた、輸出に際して許可を必要とする品目のリスト（CCL）に掲載されていなかった両用技術のうち、中国の軍事関係者をエンド・ユーザーとして輸出される取引を規制することを目的とする必要性が高まったことなどがあったと説明している。米国では明らかに、中国の軍事力増強を意識しており、米国からの輸出によってこれを促進することがないように、細心の注意を払っていることがこの修正に表れている。

次節では、このような懸念を抱く遠因ともなっている、商用人工衛星の対中輸出の事例について詳述する。米国が両用技術としての商用人工衛星を輸出したことによって、中国の軍事能力を強化したとされる一件である。

### 3-2. 両用技術としての人工衛星

#### (1)問題の所在

ここでは、実際に人工衛星の何が問題になっているのかを確認しておきたい。

まず商用人工衛星と軍用人工衛星との違いとは、前者が音声、データ、ビデオなどのさまざまな媒体を通じて民間のコミュニケーション機能を促進することを目的としているのに対し、後者は国家安全保障に関する情報を伝達することのみを目的としており、リアル・タイムで戦場のデータを提供したり特定の軍事的要求に即した情報を伝達したりするところにある。

しかし目的の違いこそあれ、商用人工衛星はどれも軍事的に重要な9つの性質のうち1つ以上を有している<sup>41</sup>。例えば、地上の局にデータを戻すことなく衛星間での安全なデータ送信を可能にするための「クロスリンク能力」がこれにあたる。国防総省や国務省は、これらの技術データが公開されることによって他国のミサイル能力の向上を招く恐れがあるとして、

Chairman, Subcommittee on International Security, Proliferation, and Federal Services, Committee on Governmental Affairs, U.S. Senate (GAO/NSIAD-99-182), September 1999, Figure 1: Applicability of Space Launch Vehicle Launch Technology to

GAO, "Export Controls: Better Interagency Coordination Needed on Satellite Exports," GAO Report to the

Source: Central Intelligence Agency

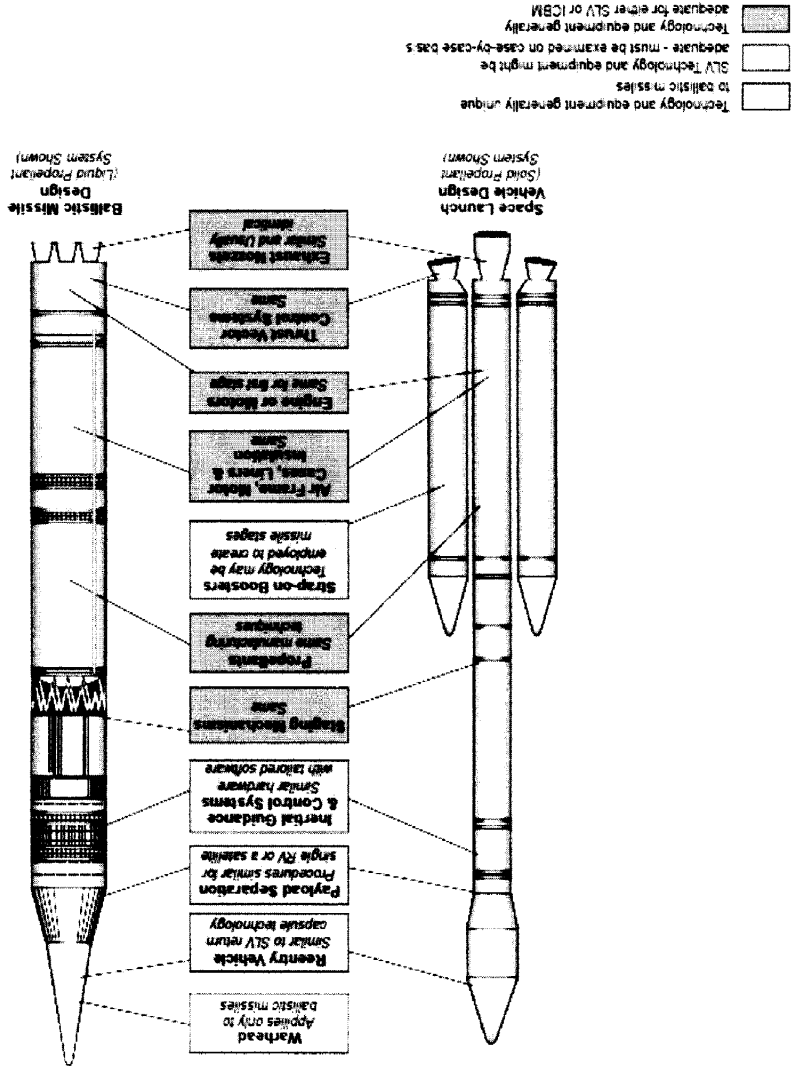


図1：衛星打ち上げ技術の弾道ミサイルへの適用可能性

国との衛星打ち上げのための議論を通じて、必要以上の情報を提供してしまう恐れもある。特に国防総省や国務省が憂慮しているのは、衛星と打ち上げロケットとを接続する技術が、弾道ミサイルの打ち上げにも適用可能であるという点、また衛星を軌道に乗せる技術そのまま弾道ミサイルに利用できることにある<sup>42</sup> (図1参照)。

米国における河川技術としての商用人工衛星の輸出規制と中国一安全保障と経済のはさまで一 (高木)

それゆえ輸出相手が中国の場合は、米国にとって特別な意味合いを持つことになる。それは、中国が1990年代を通じて軍民両用技術の強化にあたっていたからである。江沢民国家主席（当時）は1991年6月、「戦時にも平時にも適用できる軍民両用のテレコミュニケーションシステムの構築」の必要性を説いた<sup>43</sup>。特に1996年の「第9次5か年計画と2010年長期目標要綱」を受けた1997年の「軍民転換“九五”計画要綱」では、国防工業の主力民生用品の一つに衛星運搬ロケットが挙げられており、その重要性がうかがえる<sup>44</sup>。1990年代に入り、人工衛星の打ち上げビジネスを始めた中国は、諸外国の衛星打ち上げを代行している。打ち上げを繰り返すことによって、ミサイル・ロケットなどの運搬手段の開発に余念がない<sup>45</sup>。これと同時に自国の衛星打ち上げにも熱心であるが、表向きには民間通信用と謳われた打ち上げも、軍事利用の目的を持っているとされている<sup>46</sup>。中国の人工衛星は、基本的にはミサイルを転用したものである<sup>47</sup>。また打ち上げロケットの長征（LM）は大陸弾道ミサイル（ICBM）の東風（DF）と相互に関連している<sup>48</sup>。

衛星打ち上げの技術がそのまま中国の軍事能力に転換されるかどうかについては議論の余地があるが、中国側では、移ろいやすい荷重を守る能力、ロケットの高さを制御する能力、キックモーターを使って衛星を宇宙のある特定の位置に動かす能力、単一の打ち上げから複数の衛星を分配する能力に向上が見られ、知識を蓄積していることは明らかである<sup>49</sup>。

人工衛星の輸出が問題になるといふとき、この輸出を2通りに分類できる。1つは、衛星そのものの輸出である。輸出された衛星が解体され、その内部の技術が明らかになることへの懸念があるとき、輸出が安全保障上の問題となる。米中間の場合は、衛星を輸出する際に重要な技術をブラック・ボックス化するという取り決めがあり、衛星自体の輸出はさほど問題とならないとされる。むしろ重要となるのは、もう1つの輸出、すなわち中国の打ち上げロケットを用いて衛星を打ち上げることである。米国やそれ以外の国家が、米国製衛星を購入し、中国の打ち上げサービスを利用するという場合がこれにあたる。それは、前述のようなロケットと衛星とを連結させる技術など、さまざまな機密情報が漏洩する恐れを伴っているからである。

## （2）米国衛星産業および打ち上げ産業の国際市場における位置および競争力

米国の衛星産業および打ち上げ産業は、国際市場で圧倒的な競争力を保持してきた。

まず国際的に見て、一時は米ソに独占されていた衛星打ち上げサービスを行っている国は、米国、欧州、中国、ロシア、ウクライナ、日本、インドの7か国に広がった。その中でも非市場経済国である中国、ロシア、ウクライナは安価なサービスを提供しているため、この3か国が米国の競争相手国となり得る<sup>50</sup>。

しかし、国際市場に出回っている商用衛星のほぼすべては米国製であるか、あるいは米国製の部品を必要とするものである。それゆえ、すべての商用衛星は米国の輸出ライセンスを必要とすることになり、米国がこの競争において梃子を有することになる。実際、これらの国は米国との二国間の通商合意に基づいて、打ち上げ回数の割り当てをも含めた国際市場参入の条件を取り極めていた。

米中間における二国間合意は、まず1989年1月に調印された6年間の「打ち上げに関する米中二国間合意」を根拠としてきた。この合意を更新する形で、1995年にはさらに7年間の合意がなされ、97年に一部修正を行って2001年の12月31日で失効した。しかし、クリント

次なる転機は1989年の天安門事件によってもたらされた。事件直後、ブッシュ大統領はすべての衛星の輸出を1999年12月まで延期した<sup>56</sup>。これは「天安門制裁」と呼ばれ、大統領は衛星打ち上げが国益にかなうと考える場合、あるいは中国の人権・政治状況が改善されたと考える場合に、制裁を個別に解除できることになっている。これに従って、89年12月には早

くも3基の衛星の輸出を許可した。<sup>55</sup>  
1984年までは米国製衛星は米国の宇宙船（スペース・シャトル）によって打ち上げられていた。ところが、1986年スペース・シャトル「チャレンジャー」が爆発すると、レーガン大統領は急に政策を変更し、スペース・シャトルによる商用衛星の打ち上げを禁止したのである。早速、衛星製造者はシャトルの代替を探した。ホーレイヴ社やロッキード・マーティン社が衛星打ち上げ業を始め、幼稚産業ながら世界のシェアを独占していたのだが、打ち上げ台が国内供給だけでは不足するようになっていた<sup>54</sup>。それゆえ衛星業者は、米国や欧州より安価な中国の長征ロケットでの打ち上げ許可を求めた。このような状況下で上記の二国間合意が成立し、1989-94年の間に9基を超えない衛星の打ち上げが認められるようになったのである。

1984年までは米国製衛星は米国の宇宙船（スペース・シャトル）によって打ち上げられていた。ところが、1986年スペース・シャトル「チャレンジャー」が爆発すると、レーガン大統領は急に政策を変更し、スペース・シャトルによる商用衛星の打ち上げを禁止したのである。早速、衛星製造者はシャトルの代替を探した。ホーレイヴ社やロッキード・マーティン社が衛星打ち上げ業を始め、幼稚産業ながら世界のシェアを独占していたのだが、打ち上げ台が国内供給だけでは不足するようになっていた<sup>54</sup>。それゆえ衛星業者は、米国や欧州より安価な中国の長征ロケットでの打ち上げ許可を求めた。このような状況下で上記の二国間合意が成立し、1989-94年の間に9基を超えない衛星の打ち上げが認められるようになったのである。

### (3) 米国製衛星の対中輸出の歴史<sup>52</sup>

米中間で衛星の輸出が始まったのは、比較的最近のことである。1988年、レーガン大統領は国務省と国防総省が認める限りにおいて、一連のセーフガードを含む打ち上げを許可した。これを受けて同年12月17日に米中国は「アメリカ合衆国政府及び中華人民共和国政府の間の衛星打上げの責任に関する合意覚書」<sup>53</sup>に調印した。つまり、この合意によって中国が米国の人工衛星を打ち上げることが可能になったのだが、この背景には米国の宇宙開発政策が深く関連し、影響を及ぼしていた。

米中間で衛星の輸出が始まったのは、比較的最近のことである。1988年、レーガン大統領は国務省と国防総省が認める限りにおいて、一連のセーフガードを含む打ち上げを許可した。これを受けて同年12月17日に米中国は「アメリカ合衆国政府及び中華人民共和国政府の間の衛星打上げの責任に関する合意覚書」<sup>53</sup>に調印した。つまり、この合意によって中国が米国の人工衛星を打ち上げることが可能になったのだが、この背景には米国の宇宙開発政策が深く関連し、影響を及ぼしていた。

2010年代は、後述の通り、これを更新しなかった。  
衛星のグローバルな市場が成長したことや、米国のロケット技術の後進性により、米国は現在40%を占めている市場シェアを維持することが難しくなってきた。その発端は、次節で見えるように、70年代にNASAが一方通行のロケット開発に資金投与することを中止し、そのかわりにスペースシャトルの開発に莫大な資金を注いできたことにある。すなわち、86年のチャレンジャーの事故により商用荷重をシャトルに搭載することが禁止され、米国は国内のロケット不足をフランスや中国のオフナーによって埋めることを始めた。その頃から、世界的なコミュニケーションの市場が発達し、商用衛星が増加したが、当時世界市場の3分の2を供給していた米国の打ち上げ企業は急増する需要を満たすことが出来なかった。

ニューア社（Hughes Space and Communications Co.）の衛星の85%は海外のコミュニケーションや放送関係の企業への販売で、これらの企業は早期打ち上げに優先順位をおいているため、米国のような18ヶ月前に予約しなければならぬロケットを使うことには尻込みしていた。また、労働賃金が低く、市場経済に慣れたため安価で提供している中国の打ち上げを選ぶことも多い<sup>51</sup>。

このように、いかなる政策が採られようとも、米国の衛星を米企業による打ち上げだけに制限することは不可能だというのが、打ち上げ業者や衛星製造業者の認めることとなった。それだけに、米政府としても、安全保障優先政策をとり続けることが出来ない弱点も併せ持っているのである。

米国における両用技術としての商用人工衛星の輸出規制と中国—安全保障と経済のはざまで—（高木）

その翌年、1990年2月には、米議会は「1990-91 国務省授權法 (PL101-246)」により、中国での衛星打ち上げおよび国務省の軍需品リスト上の品目(衛星関連技術を含む)を中国に輸出することを禁止した。これ以降、衛星の輸出は大統領がそれを国益にかなうと認めた場合に、制裁をその都度一時的に解除することを必要とするようになったのである<sup>57</sup>。

衛星の輸出管理には、それまで国務省と商務省が関わっていたが、本来ならば両用品は商務省の管轄化で輸出許可が行われるはずのものであった。つまり、国務省は「武器輸出管理法」のもとで軍需品の輸出を規制しており、規制される品目は「軍需品リスト (the Munitions List)」に列挙されていた。他方で商務省は両用品を「輸出規制法」によって管理しており、そのための「商業管理リスト (the Commerce Control List)」を有していた。しかし例外的に、両用品の中には国務省が管理するものもあり、その中に商業用衛星も含まれていたのである。軍事的に重要な性能を持つ衛星は国務省によって、それ以外の衛星は商務省によって、輸出管理がなされてきたのである。冷戦が終結すると、この管理体制にも変化が訪れた。1990年11月ブッシュ大統領は、安全保障上の利益が著しく侵害されない限りにおいて両用品を国務省の軍需品リストから除外するよう要求した<sup>58</sup>。これを受けて、国務省主導で国防総省や商務省などがリストの見直しを共同で行った。この時、衛星は軍事的に微妙な位置にあり、省庁間で意見の対立も起こったのだが、クリントン大統領は96年3月、最終的にこの論争に対する決着をつけた。すなわち、国務省と国防総省が引き続き政策形成プロセスに関与することを保障しつつ、ライセンス供与の権限を商務省に移したのである。

こうした再編成と時を同じくして、後にこの輸出規制法の抜け穴を露呈することになる2つの事件が起こっていた。1995年1月と1996年2月の2度にわたり、中国での衛星打ち上げに失敗するという事故が起こったのである。1度目は長征ロケットが打ち上げ後に爆発し、ヒューズ社製 Apstar-2 を破壊した。2度目はローラル社製の Intelsat を積んでいた長征ロケットが制御不能となり、南中国の農村に墜落し、推定200名が死亡したのである。

この事故で問題となったのは、事故原因の調査を米中共同で行ってしまったところ、そして政府高官が全くこれを知らされておらず、立会いもしなかった点にあった。ヒューズ社もローラル社も保険業者に報告書を要求され、次なる打ち上げに保険をかけるためにも原因究明を急いだのである。その調査過程において、重要な技術情報を国務省の承認を得ることなく中国と共有することになり、結果的に軍事的機密の漏洩へとつながったとされた。そのためなのか、96年まで中国の打ち上げは4回に1回は爆破していたのだが、それ以降10回の打ち上げをすべて成功させている<sup>59</sup>。

各社から米政府への報告は、中国との情報共有の後になされた。このため司法省が機密漏洩に関する調査を始めた。同様に独自調査を行った国防総省は1997年に報告書で、96年のローラル社の事故後の行動は米国の国家安全保障にダメージを与えたと結論づけた。これに対してCIAは独自のレポートで反論し、商用ロケットに使われる技術は、それ自体では弾道ミサイルに役立たないと述べた。

米国内で衛星の輸出と安全保障との関係が取りざたされる中、1998年2月にクリントン大統領は、司法省の警告を無視してローラル社に新たな衛星の輸出を許可した。ローラル社のシュウォーツ社長が96年の大統領選挙で民主党に対する個人献金者の中では最高額を献金していたため、この決定は政治問題化した。また同時期、民主党に対する中国からの献金があったことが明らかになり、それに携わった中国の軍事官僚が中国のロケット打ち上げ企業の

本稿は、安全保障と経済との関係について示唆を得るため、米国における両用技術の輸出規制の問題を、特に中国との関係において商用人工衛星がどのように輸出されたり規制されたりしているのかを事例として分析した。米国にとって中国が敵国となった朝鮮戦争から中国交正常化までの時期には、米国は禁輸政策を講じてこれに対処した。その後、米中国交正常化がなされ、対ソ連戦略上の重要なチャイナ・カードとして準同盟国に位置づけられると、輸出が再開され、徐々に両用技術も供与するようになった。冷戦後は、米国にとっての中国の位置づけが極めてあいまいとなった。同盟国でも敵国でもない、非同盟国としての中

## おわりに

双方に関わる両用品であったことに起因している。それは、輸出相手国が中国という非同盟国であったこと、また人工衛星が安全保障と経済以上概観したように、米国の対中衛星輸出は歴史が浅いものの数多くの問題を提示してき

ためであるとの論評もあるが、当然米国内にはこの決定に対する批判も上がっている<sup>65</sup>。法の第1512条の機能を商務長官に委譲すると発表した<sup>64</sup>。これは米中間の宇宙協力を促進するところが、2009年9月29日、オバマ大統領は大統領決定によって、この1999年国防授權

せものではないとの証明を上下両院それぞれに通達している。むいかなる当該物質及び装備も、中華人民共和国のミサイル及び衛星打ち上げ能力を向上させるものではないとの証明を上下両院それぞれに通達している。国の衛星打ち上げ産業にとって有害とはならず、その輸出から派生しうる技術上の便益を含むおよび4月21日に連続ミサイル及びジェット・ミールなどについて<sup>63</sup>、それらの対中輸出が米が3月4日には人工環境装置について<sup>61</sup>、3月17日には微粒子トラップなどについて<sup>62</sup>、管理の内容を規定している。例えば2009年には、この第1512条に基づいて、オバマ大統領関連する事項」のB節「衛星の輸出管理」において、第1511条から第1516条が詳細な輸出105-261」に基づいて規制されている。その第15章「軍備管理、輸出管理、及び拡散防止に現在、中国に対する衛星及び衛星関連物資の輸出は、上記の「1999年度国防授權法（P.L. 失効した。

また米中間の衛星貿易も、95年3月13日に合意された二国間合意が2001年12月31日で務省に戻すという修正案も可決され、わずか3年間の商務省権限は消滅したのである。コックス報告書の提案内容は、「2000年度国防授權法」に修正条項として加えられ、可決された。また、「1999年度国防授權法」では、衛星輸出のライセンス供与の権限を商務省から国

に対応し、報告書の提案はおおむね受け入れられると述べた。に」縦いているとして、38の対処策が提案された。クリントン大統領は声明を出してこれにとも70年代後半から始まっており、90年代半ばに重要な機密が盗まれ、現在も「ほぼ確実を数十年にわたって入手していた」という事実が確定された<sup>60</sup>。報告書によれば、この窃盗は運又報告書」では、中国がパイのネットワークを使って米国から核機密やその他の軍事技術コックスを委員長とする特別委員会は超党派で調査を行い、98年12月に提出された「コックス下院における調査委員会が「コックス委員会」である。共和党議員であるクリストフナー。自に調査を行う委員会を上下両院それぞれに設置することを認める法案が可決された。このこれが引き金となって、米議会では中国への衛星輸出を禁止する法案が提出され、また独幹部であることが判明し、米国内の騒ぎはエスカレートしていった。



国に対して、特に両用技術を輸出するかどうかという問題において、原則を打ち出すことはなかった。しかしこれは、中国という相手国の位置だけに起因するものではなく、両用技術全般を管理する輸出管理法（EAA79）の修正が一向に結実しないことから、問題の複雑さが明らかとなった。

本稿脱稿間際に、オバマ大統領によって衛星打ち上げ技術を含むミサイル関連装備及び技術の輸出管理の権限が商務長官に委譲されたことは、安全保障と経済の優先順位に変化が生じたことを反映しているのかもしれない。この問題については、今後の課題としたい<sup>66</sup>。

- 1 猪口孝『国際政治経済の構図—戦争と通商にみる覇権盛衰の軌跡』有斐閣新書、1982年。
- 2 David A. Baldwin, "Neoliberalism, Neorealism, and World Politics," in David A. Baldwin (ed.), *Neorealism and Neoliberalism: The Contemporary Debate*, (New York: Columbia University Press), pp. 5-7.
- 3 *Balancing the national interest : U.S. national security export controls and global economic competition*, Panel on the Impact of National Security Controls on International Technology Transfer, Committee on Science, Engineering, and Public Policy, National Academy of Sciences, National Academy of Engineering, Institute of Medicine, (Washington, D.C : National Academy Press), 1987.
- 4 ここで非同盟国とは、冷戦期において東西両陣営にも属さない国家を意味する非同盟諸国とは異なるものとして定義していることを指摘しておきたい。
- 5 Joanne Gowa, *Allies, adversaries, and international trade*, (Princeton, N.J. : Princeton University Press, 1994) .
- 6 米中関係の協調と対立の構図について、1990年代に起こった出来事を統計的に概観したものに、高木綾「1990年代の米中関係—安全保障・経済・人権の問題領域と二国間関係—」『大学院研究年報（中央大学大学院総合政策研究科編）』第6号、2003年、67-76頁。また、2000年代までも含め、詳しい事例をとりあげることによってこの構図を描くものに、高木誠一郎「序章 冷戦後における米中関係の構図」高木誠一郎（編著）『米中関係—冷戦後の構造と展開』日本国際問題研究所、2007年。
- 7 'Dual-use'の訳としては「汎用」が一般的であるが、本稿では「安全保障」と「経済」の軸を意識的に明確にするため、「両用」という訳語を用いることにした。
- 8 1979年に両用技術を対象とした条項が設けられたことから、両用技術の輸出規制はもっぱらこの「1979年輸出規正法（EAA79）」に基づいて行われる。ところがこのEAA79が1994年に失効してから、米議会では法改正に失敗し続けている。その理由は安全保障と経済の優先順位を決定できないことからきている。それゆえ、94年以降は大統領令によって、逐次更新して凌いでいる。
- 9 スピン・オフ効果からスピン・オン効果に至る経緯、技術開発システム（産・官・学）の日米比較などについては、村山裕三「テクノシステム転換の戦略：産官学連携への道筋」（NHKブックス876）、日本放送出版協会、2000年を参照。
- 10 Gary K. Bertsch, *Controlling East-West Trade and Technology Transfer : Power, Politics, and Policies*, (Durham, N.C. : Duke University Press, 1988), p. 5.
- 11 村山裕三『経済安全保障を考える：海洋国家日本の選択』（NHKブックス962）、日本放送出版協会、2003年、79頁。村山は、各国の輸出管理政策を調べることによって、その国の経済と安全保障の関係に対する考え方や政策の相違を見てとることができると指摘する。
- 12 COCOM および ChinCom の成立、意義、歴史の変遷などについては、Michael Mastanduno, *Economic containment : CoCom and the politics of East-West trade*, (Ithaca, N.Y. : Cornell University Press, 1992) および加藤洋子『アメリカの世界戦略とココム 1945-1992—転機にたつ日本の貿易政策』有信堂高文社、1992年を参照。
- 13 冷戦期の輸出規制法の変遷については西脇文昭「米国の武器輸出規正法の歴史と変遷」『防衛大学校紀要、第七十四輯、社会科学分冊』1997年3月、51-73頁、および加藤洋子、同上書、第8章参照。冷戦期から冷戦終結以後、現在まで含めた概観としては Ian F. Fergusson, Robert D. Shuey, Craig Elwell, and Jeanne Grimmett, "Export Administration Act of 1979 Reauthorization," *CRS Report for Congress*,

- (Order Code RL30169), March 11, 2002. (<http://www.fas.org/asm/pressroom/resources/govern/crs-RL30169.pdf/>), および Ian F. Fergusson, "The Export Administration Act Evolution, Provisions, and Debate," *CRS Report for Congress* (Order Code RL31832), July 15, 2009. (<http://www.fas.org/sgp/crs/secretary/RL31832.pdf/>) を参照。
- 14 共産圏に対してより柔軟な政策手段を獲得しようとするケネディ大統領は、結局 ECA49 を改正すること  
 ができなかった。ケネディ政権期の対共産圏輸出規制をめぐる行政府と議会の対立に関しては、黒川修司  
 「ケネディ政権期の対共産圏輸出規制—議会との対立—」『経済叢集(東洋大学)』17 巻 1 号、1991 年 10  
 月、37-50 頁。
- 15 フォント以外の要因では、米国の経済力の低下と輸出管理体制の肥大化への懸念を挙げるとして、加  
 藤洋子、前掲書、208-210 頁；ニクソンの選挙対策の側面を挙げるものとして、西脇文昭、前掲論文、63  
 頁。
- 16 しかし何人かの議員は対ソ貿易拡大を阻止しようとしたため、規制は残った。Bertsch, *op. cit.*, p. 7.
- 17 技術諮問委員会が設置された。また海外入手可能性が強調された。
- 18 手続きが迅速化が訴じ合われた。また国防省の権限を強化し、国防長官が技術の規制を行えるように  
 なった。
- 19 共産圏、非共産圏という分類を行わなくなった。しかし 80 年代には復活することになる。
- 20 ところでこの ECA79 において物品から技術へと、輸出規制の重点がシフトしたのは「デュッセルポート」  
 と呼ばれる報告書の提言によるものであった。このレポートが ECA79 をかえって複雑化してしまつたと  
 いう影響については、加藤洋子、前掲書、224-227 頁。
- 21 この年の修正で共産圏という表現が復活した。加藤洋子、前掲書、227 頁。コムも対ソ強硬策を反映し  
 て強化された、同、228-229 頁。また、対外政策目標での規制における、議会の大統領に対する権限が強  
 化された、同、231 頁。
- 22 米国の産業競争力強化や輸出管理の軽減が行われた。この時点で、EAA79 は、「包括的通商-競争力強化  
 法 (Omnibus Trade and Competitiveness Act)」に組み込まれることになった。
- 23 そのため自動延長しようとしたが、ブッシュ大統領が拒否権を発動し、この法律の簡素化を要求した。
- 24 国家安全保障政策の一環として、非常かつ尋常ではない国際的尊厳に国家がさらされた場合に政府が「国  
 家非常事態」を宣言し、経済に関する種々の権限を大統領が一時的に握ることを認める法律。
- 25 IEPA の下で活動することは、輸出管理プロセスにおける行政府への拘束を課し、また行政府が法的な挑  
 戦に対して脆弱になるため、その効力が侵食されるという問題である。
- 26 詳細は、Ian F. Fergusson (2009), *op. cit.*, pp. 3-6.
- 27 Ian F. Fergusson (2009), *ibid.*, pp. 19.
- 28 帝戦期を通じてカントリ-グループの空容は、加藤洋子、前掲書、203-204 頁の表 8 を参照。
- 29 大橋英夫『米中経済摩擦：中国経済の国際展開』勁草書房、1998 年、75 頁、注 7。
- 30 この時点で「サブ-グループ A」に分類されたのは、台湾を除く中国、満州、アルバニア、アルガリア、  
 チェコスロバキア、ハンガリー、エストニア、ラトビア、リトアニア、東独、朝鮮民主主義人民共和国、  
 ポーランド、タンザニア、ルーマニア、ソ連である。
- 31 高松基之「チャイナ・フイアフレシヤル緩和問題をめぐってのフイセイハワー政権の対応」『国際政治』  
 1994 年 1 月、61 頁。
- 32 他にこのグループに分類されたのは、朝鮮民主主義人民共和国、パトナムの共産主義勢力支配地域、キエ  
 ーバ、太平洋地域のソ連(ただし 66 年に削除)であった。このとき、ポーランド、ルーマニアを除く東  
 欧、ソ連は「グループ Y」に分類された。
- 33 高木誠一郎「高度技術の移転と米中関係」『国際問題』No.323, 1987 年、30 頁。シエームス・マン(鈴木  
 主税訳)『米中奔流』共同通信社、1999 年、170-174 および 213 頁。
- 34 大橋英夫、前掲書、80-81 頁。
- 35 詳しくは、高木誠一郎、前掲論文(1987)、40 頁；大橋英夫、前掲書、81-83 頁。
- 36 ただし同年 12 月には、ブッシュ政権はボーイング社の航空機 4 機、および商業用衛星 3 基の対中輸出を  
 許可した。
- 37 Government Accountability Office (GAO), "International Trade: U.S. Government Policy Issues  
 Affecting U.S. Business Activities in China," (GAO/GGD-94-94), pp. 45-49. (<http://161203164/12pba13/151700pdf/>)

- 38 この輸出規制に起因して、たとえば1993年には、衛星の売り上げ4.5億ドル分に影響を及ぼし、またあるコンピューター会社では1993-4年に6-7000万ドルの損失を被ったとされた。
- 39 Bureau of Industry and Security, U.S. Department of Commerce, "Revisions and Clarification of Export and Reexport Controls for the People's Republic of China (PRC) ; New Authorization Validated End-User ; Revision of Import Certificate and PRC End-User Statement Requirements," *Federal Register*, Vol. 72, No. 117, June 19, 2007, pp. 33646-33662.
- 40 このEARとは、米商務省産業安全保障局が管轄する、両用技術の輸出を管理する法律である。詳細は、在日米国大使館商務部のウェブサイト「BUYUSA.com」のEARの項を参照。(http://www.buyusa.gov/japan/ja/ear.html)
- 41 詳述は省くが、その9つとは①対妨害能力 (antijam capability)、②アンテナ (Antenna)、③クロスリンク (Crosslinks)、④ベースバンド処理 (Baseband processing)、⑤暗号化装置 (Encryption devices)、⑥放射線硬化装置 (Radiation-hardened devices)、⑦推進システム (Propulsion system)、⑧指向精度 (Pointing accuracy)、⑨キックモーター (Kick motors) である。各性能に関しては、次を参照。GAO, "Export Controls: Change in Export Licensing Jurisdiction for Two Sensitive Dual-Use Items," *GAO Report to Congressional Requesters* (GAO/NSIAD-97-24), January 1997, p. 8. (http://www.gao.gov/archive/1997/ns97024.pdf/)
- 42 衛星とミサイルに共通する技術を具体的に挙げると、①再突入体技術 (reentry vehicle technology)、②荷重切離し能力 (payload separation technology)、③慣性誘導・制御システム (inertial guidance and control systems)、④ステージング装置 (staging mechanisms)、⑤高圧ガス (propellants)、⑥機体、モーターハウジング、断熱材 (airframes, motor casings, and insulation)、⑦エンジン (engines)、⑧推力ベクトル制御システム (thrust vector control systems)、⑨排気ノズル (exhaust nozzles) である。GAO, "Export Controls : Better Interagency Coordination Needed on Satellite Exports," *GAO Report to the Chairman, Subcommittee on International Security, Proliferation, and Federal Services, Committee on Governmental Affairs, U.S. Senate* (GAO/NSIAD-99-182), September 1999, p. 6. (http://www.gao.gov/archive/1999/ns99182.pdf) なお、両者の比較を図示したFigure1も有用。Ibid. p. 7&9.
- 43 Shirley A. Kan, "China: Possible Missile Technology Transfers from U.S. Satellite Export Policy-Actions and Chronology," *CRS Report for Congress* (Order Code 98-485F), September 5, 2001, p. 13. (http://www.fas.org/spp/starwars/crs/98-485.pdf/)
- 44 大西康雄「第3章 中国の国防科学技術生産の基盤」茅原郁生(編著)『中国の核・ミサイル・宇宙戦力』蒼々社、2002年、137頁。
- 45 茅原郁生「第2章 中国の国家像と国防近代化政策」茅原郁生(編著)、同上書、116頁。
- 46 江畑謙介「第1章 軍事における革命の進展と中国の対応」茅原郁生(編著)、同上書、81頁。
- 47 榊純一「第8章 中国のミサイル戦力の現況と展望」茅原郁生(編著)、同上書、275頁。特に衛星打ち上げロケットと弾道ミサイルとの関係をまとめた表が有用である。
- 48 Shirley A. Kan, *op.cit.*, ("China : Possible Missile Technology Transfers from U.S. Satellite Export Policy-Actions and Chronology"), pp. 4-5. 大陸弾道ミサイル (ICBM) と打ち上げ装置 (SLVs) の対比も参照。Ibid., pp. 4 & 14.
- 49 Miles A. Pomper, "Probes of Chinese Missile Technology Focus on Satellite Export Rules," *CQ WEEKLY*, July 11, 1998, pp. 1886-1890.
- 50 Marcia S. Smith, "Space Launch Vehicles : Government Activities, Commercial Competition, and Satellite Exports," *CRS Issue Brief for Congress* (Order Code IB93062), February 3, 2003, p. 9. (http://usinfo.state.gov/usa/infousa/tech/space/launch.pdf/)
- 51 Miles A. Pomper, "Business May Soon Be Taking Off For U.S. Satellite Launch Companies," *CQ WEEKLY*, June 27, 1998, pp. 1779-1780.
- 52 Miles A. Pomper, *op.cit.*, ("Probes of Chinese Missile Technology Focus on Satellite Export Rules"), pp. 1886-1890 ; Miles A. Pomper and Chuck McCutcheon, "House Panel Issues Proposals For Preventing Chinese Theft Of U.S. Military Technology," *CQ WEEKLY*, January 2, 1999, p. 29 ; Chuck McCutcheon, "With Cox Report's Release, Struggle for Consensus Begins," *CQ WEEKLY*, May 29, 1999, pp. 1251, 52 & 54; Chuck McCutcheon, "House Takes a Step To Strengthen Protection of Defense Technology," *CQ*

- 53 WEEKLY, June 12, 1999, p. 1392-1394.  
 『宇宙法フォーラム』(中央学院大学地方自治研究センター)には、原文と日本語訳が掲載されている。  
[http://www.jaxa.jp/jda/library/space-law/chapter\\_3/3-2-8\\_1.html](http://www.jaxa.jp/jda/library/space-law/chapter_3/3-2-8_1.html)
- 54 はじめは米国だけで独占していた市場も、20年後には40%に落ち込んだ。  
 その後、2001年までの間に11基までと増やされた。
- 55 Miles A. Pomper, *ibid.*, ("Probes of Chinese Missile Technology Focus on Satellite Export Rules"), pp. 1886-1890.
- 56 Miles A. Pomper, *op.cit.*, ("Probes of Chinese Missile Technology Focus on Satellite Export Rules"), pp. 1886-1890.
- 57 Miles A. Pomper, *ibid.*, ("Probes of Chinese Missile Technology Focus on Satellite Export Rules"), pp. 1886-1890.
- 58 GAO, *op.cit.*, ("Export Controls : Change in Export Licensing Jurisdiction for Two Sensitive Dual-Use Items"), p. 2.
- 59 David Lampton, *Same Bed, Different Dreams : Managing U.S.-China Relations, 1989-2000*. (Barkley : University of California Press, 2001), p. 95.
- 60 コックア報告書は次のサイトで閲覧可能である。The Final Report of the Select Committee on U.S. National Security and Military / Commercial Concerns with the People's Republic of China (<http://www.house.gov/coxreport/>). ただし、この報告書の内容が誤りであるとの指摘もある。代表的なものに、Alastair Iain Johnston, et. al., "The Cox Committee Report: An Assessment" (Center for International Security and Cooperation, Stanford University), December 1999. (<http://www.carnegieendowment.org/pdf/npp/coxfinal3.pdf>)。その他、関連論文が列挙されたサイトとして、Chinese Military Powerのコックア報告書特集ページを参照。<http://www.comw.org/cmp/special/cox.html>
- 61 *Congressional Record*, U.S. SENATE, March 4, 2009, S2765 : *Congressional Record*, U.S. House of Representative, March 4, 2009, H2957.
- 62 *Congressional Record*, U.S. SENATE, March 17, 2009, S3161 : *Congressional Record*, U.S. House of Representative, March 17, 2009, H3471.
- 63 *Congressional Record*, U.S. SENATE, April 21, 2009, S4510 : *Congressional Record*, U.S. House of Representative, April 21, 2009, H4548.
- 64 "Memorandum for the Secretary of Commerce", *Presidential Determination*, No. 2009-31, Office of the Press Secretary, THE WHITE HOUSE, September 29, 2009. ([http://www.whitehouse.gov/the\\_press\\_office/Presidential-Memorandum-to-the-Secretary-of-Commerce](http://www.whitehouse.gov/the_press_office/Presidential-Memorandum-to-the-Secretary-of-Commerce))
- 65 Bill Gertz INSIDE THE RING, "Exclusive: Obama loosens missile technology controls to China," *The Washington Times*, October 15, 2009.
- 66 第2次世界大戦から2000年までの米国の対中政策における安全保障と経済の優先順位を分析したものと  
 して、高木綾「経済的相互依存が平和をもたらすには—米国の対中政策における問題領域間のリンク・ブ  
 リングおよび優先順位—」2006年度博士論文(中央大学)。